

Ministero della Sanita, Vers le Service Sanitaire National
en Italie, 1979.

Ufficio Centrale della Programmazione Sanitaria, Proposta di
Piano Sanitario Nazionale, 1979.

(石本忠義 健保連)



社会保障こぼれ話

失業給付

(オーストリア)

この国では、失業保険法(1958年法)が1977年に統合されている。

この統合された失業保険法では、制度は被用者、見習中の徒弟、家内労働者などを対象としている。また、葡萄などで季節的労働に雇用される一部の自営業者も、所定の条件にもとづいてカバーされている。

この制度による給付は(i) 失業給付、(ii) 緊急援助、(iii) 年金保険給付の前払い、(iv) 無給の休暇への手当、および(v) 単身の母親に対する特別緊急援助で構成されている。受給者は各給付の資格条件にもとづいて、それぞれの給付を受給する。基本的な受給資格条件は、他の国々の例に見られるように、(i) 労働に適し、かつ就労できる用意ができており、失業しており、(ii) 必要な資格取得期間を満しており、(iii) 所定の資格保有期間に給付の受給権を喪失していないことである。これら以外に、各給付には、さらに、それぞれの条件が定められている。

失業給付は基本額と家族手当で構成されており、家族手当は失業者に扶養されていた扶養家族に支払われ、扶養家族には、配偶者、子供、両親、祖父母、孫、養子、里子、ままた子が含まれる。法律に示された家族手当の支給額は月額1人当たり330シリングで、経済的なるある指数(全被保険者の賃金水準——社会保険法に示されている)により調整されることになっている。失業した労働者に支給される基本額は、社会保険法で示された賃金等級によって計算され(別の資料では、等級は27等級)、支給率は賃金等級によって異なる(別の資料では、30~60%)。給付には最高額が設けられており、また、基本額と扶養家族に対する家族手当加算の合計は、賃

(25ページに続く)

「次のような場合は施設ケアは不適切である。それは、大・小便の失禁のある場合、援助なしで洗顔、着脱衣、食事ができない場合、放浪がちで乱暴な行動をとりがちな場合である。」しかし、この基準は、彼らに用意される施設、そこでのサービスについて、また、活動能力のひどく衰えた老人へのケアについて何も示していない。この消極的な基準の設定は強度の活動能力衰退老人を受け入れているホームに緊張をもたらしめている。ホーム入所のガイドラインは失禁老人、錯乱のある老人の受け入れを認めている。故に、数年前の収容時には援助を不要とした老人が現在援助を必要とするようになったことも考えるなら、施設に重度の能力衰退老人が居住し、そのケアは老人病ケアと重なり合っているというセンサスの結果は当然である。

このような施設ケアの機能の不明瞭さに当局の担当者も同調しているようである。しかし、スタッフは、彼の置かれている状況に現実的に対応し、利用者は重度の能力衰退にもかかわらず、有効な居宅ケアのないなかでは必ずしも不適切に収容されていないと考えている。

ナーシングケア、メディカルケアを受けるべき施設利用者は、75才以上人口が増加する20年後には他施設に移されるべきであることは正しいし、必要なことだが、現実には施設における重度の能力衰退老人の圧力は増加するだろう。当局の担当者は、すでにこのことに気づいており、ケア内容の矛盾のなかで現実的に対処してきている。

すべての施設は同様な問題に直面している。しかし、施設間における重度の能力衰退老人の収容割合の相違、失禁・錯乱への特殊なケアを供給するスタッフの態度、能力衰退のレベルごとに収容の適否が存在する理由などの解明が残されており、今後の調査が不可欠である。

Residential Care of the Elderly : A Census of Elderly People in
Care : Social Work Today Vol. 10. No. 46. July 31, '79

(本間信吾 東京都老人総合研究所)

(11 ページより)

金の 80% を上限にしている。

年金保険給付の前払いという給付は、廃疾、職業に従事できない労働不能、あるいは、永久的稼得能力の喪失に対する給付、もしくは、老齢給付の受給を申請した者が失業した場合、上記の各給付について受給認定の決定が行なわれるまで、失業保険制度で提供する給付である。

無給の休暇への手当は、たとえば、出産などの場合に、所定の条件に該当する母親に、失業保険制度から支払われる手当である。

緊急扶助は失業者が、失業保険制度による給付を所定の制限期間まで受給し、給付の受給権を喪失した場合などに、国籍、積極的な労働の意思と能力、生計困難などを条件として支払われる給付である。

単身の母親に対する特別緊急扶助は、夫がいなくて、3歳未満の子供を養育する母親に、所定の条件によって支給される。

なお、失業給付の受給者は疾病保険の加入を継続し、同保険加入時と同一の拠出を支払って、給付を受給できる。

Unemployment Insurance (1977-Aus. 2), ILO, Legislative Series, 3-4, 78, PP. 17-37.